

さいたま市公共建築工事内訳書作成要領

新旧対照表

令和８年１０月改定

新	旧	備考
さいたま市公共建築工事 内訳書作成要領 令和8年10月	さいたま市公共建築工事 内訳書作成要領 令和6年4月	改定年月の変更
令和 8年10月 改定	【 追 加 】	附則の追加
第2章 工事費内訳書の作成 【 省 略 】 (2) 工事費内訳書の構成 工事費内訳書は、直接工事費と共通費を加算した工事価格に消費税等相当額を加算することにより、工事費を算出するようにまとめたものとし、以下により構成する。なお、内訳名称は、別表－1から別表－5を標準とする。 イ) 工事内訳書 ロ) 工事種別内訳書 ハ) 種目別内訳書 二) 科目別内訳書 ホ) 中科目別内訳書 ヘ) 細目別内訳書 <u>ホ) その他</u>	第2章 工事費内訳書の作成 【 省 略 】 (2) 工事費内訳書の構成 工事費内訳書は、直接工事費と共通費を加算した工事価格に消費税等相当額を加算することにより、工事費を算出するようにまとめたものとし、以下により構成する。なお、内訳名称は、別表－1から別表－5を標準とする。 イ) 工事内訳書 ロ) 工事種別内訳書 ハ) 種目別内訳書 二) 科目別内訳書 ホ) 中科目別内訳書 ヘ) 細目別内訳書 【 追 加 】	労務費、材料費等の内訳の把握が可能となるように、労務費等の記載欄を追加
第3章 工事費内訳書の内容 工事費内訳書の記載内容は、次のとおりとする。 【 省 略 】 <u>(7) その他（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第十二条及び第十三条関連）</u> <u>必要に応じて、材料費（材料、消耗材料費等）、労務費等の金額を記載する。ただし、区分が困難なものについては、材料費又は労務費以外の項目として1 式の金額を記載することができる。</u>	第3章 工事費内訳書の内容 工事費内訳書の記載内容は、次のとおりとする。 【 省 略 】 【 追 加 】	労務費、材料費等の内訳の把握が可能となるように、労務費等の記載欄を追加

新

別表－1　建築工事			
種目名称	科目名称	中科目名称	細目名称
I.本棟	木	(1)外部	
		(2)内部	

旧

別表－1　建築工事			
種目名称	科目名称	中科目名称	細目名称
I.本棟	木工	(1)外部	
		(2)内部	

備考

科目名称の変更
